

国立大学法人大分大学義務教育等教員特別手当支給細則

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第27条第6項の規定に基づき、義務教育等教員特別手当の支給に関して、必要な事項を定める。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育職本給表（二）の適用を受ける者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第1に掲げる額
- (2) 教育職本給表（三）の適用を受ける職員で教育学部附属小学校又は中学校に勤務する者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額
- (3) 教育職本給表（三）の適用を受ける職員で教育学部附属幼稚園に勤務する者 その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(雑則)

第3条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則（平成16年細則第14号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第13号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年細則第5号）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第16号）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年細則第9号）

この細則は、令和元年12月1日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学義務教育等教員特別手当支給細則の規定は、平成30年1月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

教育職本給表（二）の適用を受ける者

（単位：円）

職務の級号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1～4	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
5～8	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
9～12	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
13～16	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
17～20	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
21～24	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
25～28	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
29～32	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
33～36	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
37～40	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
41～44	7,700	10,500	13,800	16,700	
45～48	8,000	10,900	14,100	17,100	
49～52	8,300	11,300	14,400	17,400	
53～56	8,600	12,100	14,700	17,700	
57～60	8,800	12,500	15,200	18,000	
61～64	9,100	12,900	15,500	18,300	
65～68	9,400	13,300	16,100	18,500	
69～72	9,700	13,700	16,300	18,700	
73～76	9,900	14,000	16,500	18,900	
77～80	10,200	14,400	17,000	19,100	
81～84	10,400	14,700	17,200		
85～88	10,600	15,000	17,400		
89～92	10,800	15,400	17,600		
93～96	11,000	15,700	17,800		
97～100	11,200	16,000	18,100		
101～104	11,400	16,300	18,200		
105～108	11,500	16,500	18,300		
109～112	11,600	16,800	18,400		
113～116	11,700	17,000	18,500		
117～120	11,900	17,200	18,600		
121～124	12,000	17,400			
125～128	12,100	17,600			
129～132	12,300	17,700			
133～136	12,400	17,800			
137～140	12,500	17,900			
141～144	12,600	18,000			
145～148	12,800	18,100			
149～152	12,900				
153	13,000				

別表第2（第2条関係）

教育職本給表（三）の適用を受ける者

（単位：円）

職務の級号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1～4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5～8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9～12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13～16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17～20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21～24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25～28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29～32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33～36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37～40	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
41～44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45～48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49～52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53～56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57～60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61～64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65～68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69～72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73～76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77～80	10,200	13,300	17,000	18,300	
81～84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85～88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89～92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93～96	11,000	14,700	17,800	19,100	
97～100	11,200	15,000	18,100		
101～104	11,400	15,400	18,200		
105～108	11,500	15,700	18,300		
109～112	11,600	16,000	18,400		
113～116	11,700	16,300	18,500		
117～120	11,900	16,500	18,600		
121～124	12,000	16,800			
125～128	12,100	17,000			
129～132		17,200			
133～136		17,400			
137～140		17,600			
141～144		17,700			
145～148		17,800			
149～152		17,900			
153～156		18,000			
157		18,100			